**令和６年８月１日からご使用いただく**

**「被保険者証」です。**

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNN-NN-NNNNN-N

公印

兵庫県後期高齢者医療広域連合

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

N

N

N

N

N

N

N

N

保険者番号

並びに保険

者の名称及

び印

一部負担金

の割合

NNNNNNNNNNN

資格取得年月日

発効期日

NNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNN



NN NN NN NNNNNN #

NNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNN

NNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNN

N

NNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNN

NNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNN

ミシン目にそって、切りはなしてお使いください。

生年月日

住　所

被　保　険　者

氏　名

被保険者番号

交付年月日

有効期限

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療制度で登録されている、あなたの個人番号

（マイナンバー）下４桁は　NNNN NNNN NNNN

です。（詳細は同封のチラシをご確認ください。）

≪　注　意　事　項　≫

今回お届けした被保険者証は

８月１日からご使用ください。

　　今までお使いの被保険者証の有効期限は、

令和6年7月31日となっており、8月1日

からは使えなくなります。

　有効期限の切れた被保険者証は、ハサミを

入れるなどして各自で処分してください。

被保険者証および台紙ウラ面の注意事項

１~６も必ずご確認ください。

簡易書留バーコード

もしくは

特定記録バーコード

様式

年次＿被保険者証＿表面

郵便区内特別

この被保険者証は兵庫県内にお住まいの満75歳以上

（一定以上の障害があると広域連合が認定した人は満65

歳以上）、および満75歳の誕生日を迎えられる人にお送りしています。

　なお、被保険者証は令和　6年NN月NN日現在の状況で作成しています。記載事項に変更等があった場合やご不明な点は下記までお問い合わせください。

**差出人・問い合わせ先**

　特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。

様式

年次＿被保険者証＿裏面

１．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

２．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

３．私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・臓・臓・小腸・眼球】

［特記欄：　　　　　　　　　　　　　　　　　］

署名年月日：　　　　年　　　　月　　　　日

本人署名（自筆）：

家族署名（自筆）：

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を〇で囲んでください。

備　　考

注　意　事　項

１．この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。

２．保険医療機関等において診療を受けようとするとき

　は、窓口でこの証を提示するか、マイナンバーカードを提示して電子資格確認を受けてください。

３．被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町に提出してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

４．この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者（兵庫県後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市町に提出してください。

５．有効期限内でも、世帯状況の異動や所得の更正により、一部負担金の割合が随時変更されることがあります。その際には、新しい被保険者証を発行しますので、古い被保険者証は市町に返してください。

６．有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、各自で処分してください。

７．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。